

# 参考資料

## 1. 達成目標の設定理由等

### 施策(1) 木材の安定供給体制の構築

#### 【目標】① 安定供給体制の構築

##### (ア)国産材の供給・利用量

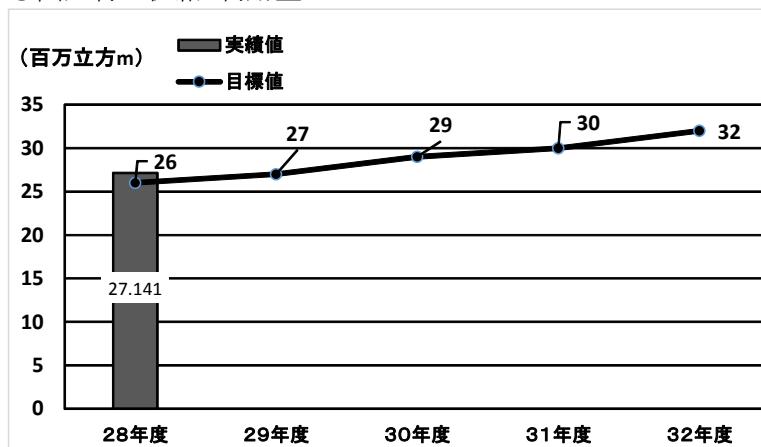
##### 【測定指標の選定理由】

林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給体制の構築を図り、原木を供給する能力を拡大する能力を拡大していく必要があるため、国産材の供給・利用量を目標として設定した。

##### 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

「森林・林業基本計画」(平成28年4月24日閣議決定)における「木材供給量の目標」を目標値として設定した。

##### ○国産材の供給・利用量



出典:木材需給表(林野庁)

##### 【把握の方法】

目標① 指標(ア) 木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材供給量を集計し、達成状況を把握

##### 【達成度合の判定方法】

##### 目標① 指標(ア)

$$\text{達成度合} (\%) = (\text{当該年度実績(見込)値}) \div (\text{当該年度目標値}) \times 100$$

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

#### 【目標】① 木材需要の創出

##### (ア) 低層の公共建築物（注1）の木造率

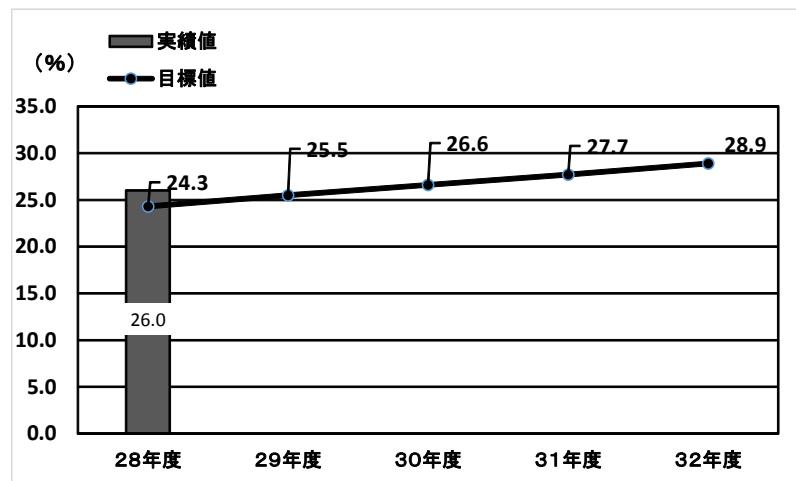
##### 【測定指標の選定理由】

国産材の供給・利用量の拡大に向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が必要であるため、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において、積極的に木造化を促進するとされている「低層の公共建築物の木造率」を目標として設定した。

### 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

平成26年度の23.2%を基準値とし、平成32年度の30%まで、各年度一定割合(1.13%/年)で増加させることを目標値として設定した。

#### ○低層の公共建築物の木造率



出典:林野庁木材利用課業務資料

### (イ) 木質バイオマス等燃料材利用量

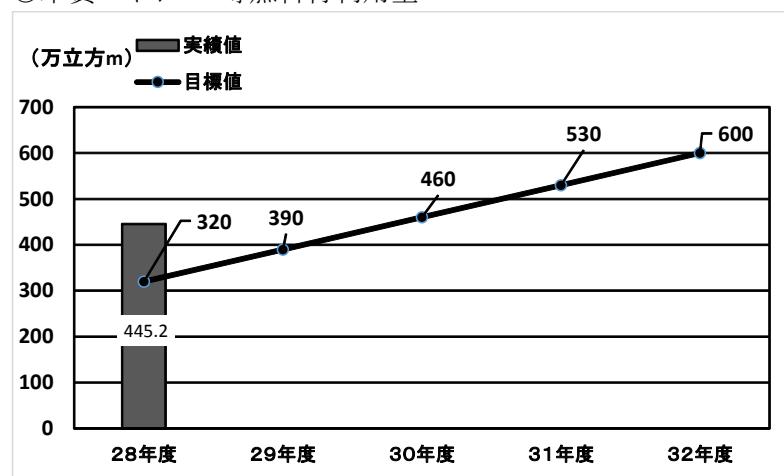
#### 【測定指標の選定理由】

パルプ・チップ用材は、我が国の木材需要量の半分近くを占めており、この分野での地域材の適切な利用を図る必要があるため、木質バイオマス等燃料材利用量を目標として設定した。

### 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

平成32年に600万m<sup>3</sup>の目標達成に向け、各年度一定割合で利用量を増加させることを目標として設定した。

#### ○木質バイオマス等燃料材利用量



出典:林野庁木材利用課業務資料

(ウ) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の登録木材関連事業者数(注2)

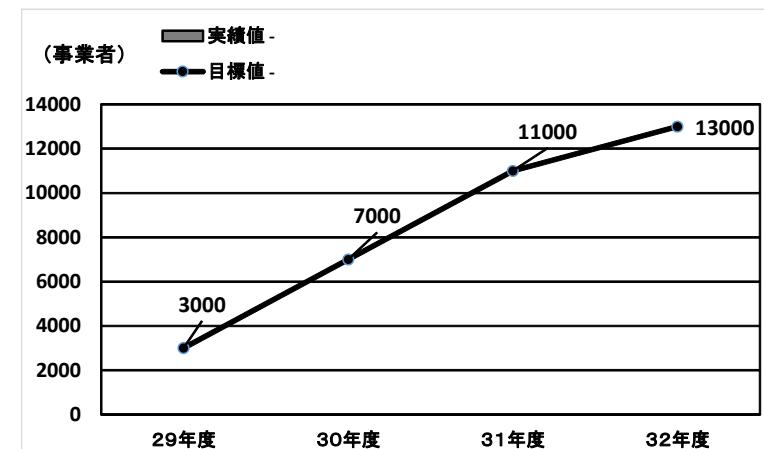
**【測定指標の選定理由】**

違法伐採対策の実効性を確保するためには、合法伐採木材利用推進法における登録木材関連事業者数を増加させる必要があるため、合法木材利用推進法の登録木材関連事業者数を目標として設定した。

**【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】**

登録木材関連事業者数を法律施行後5年の平成33年度までに、登録対象となると考えられる木材業界団体の会員事業者数約2万社の4分の3(75%)に当たる15,000社まで増加させることを目標として設定した。

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の登録木材関連事業者数



出典:林野庁木材利用課業務資料

**【把握の方法】**

- 目標① (ア) 国土交通省「建設着工統計」をもとに達成状況を把握  
目標① (イ) 木材統計調査等をもとに林野庁が集計公表している木材需給表より  
利用量を集計し、達成状況を把握  
目標① (ウ) 登録実施機関の情報により把握

**【達成度合の判定方法】**

- 目標① 指標 (ア) 達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100  
目標① 指標 (イ) 達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100  
目標① 指標 (ウ) 達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100

各指標ともA'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満。

**【目標】②**

- (ア) 「木づかい運動（注3）」に対する消費者の認知度の向上

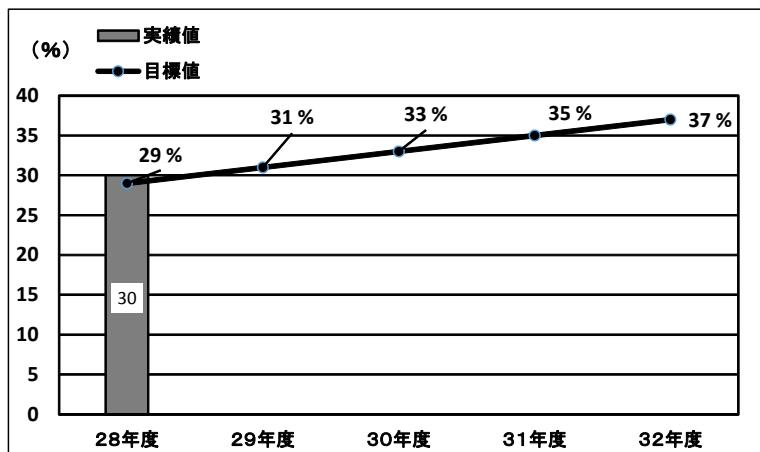
**【測定指標の選定理由】**

国産材利用を拡大していくためには、一般消費者の木の良さや木材利用の意義への理解を醸成することが必要であるため、平成17年度から国民運動として展開している「木づかい運動」の認知度を向上させることを目標として設定した。

### 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

平成27年度の農林水産統計では、消費者の認知度は27%であり、平成22年度の前回調査より5%上昇していることから、28年度以降は、各年度で一定割合(2%)向上させ、5年間で10%向上させることを目標として設定をした。

#### ○「木づかい運動」に対する認知度



出典:林野庁木材利用課業務資料

### 【把握の方法】

目標① 指標(ア) 農林水産統計調査又はアンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握

### 【達成度合の判定方法】

目標② 指標(ア) 達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

## 2. 用語解説

注1 低層の公共建築物	低層とは、3階以下の建築物をいう。なお、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等においては、積極的に木造化を推進低層の公共建築物として、①学校、②老人ホームなどの社会福祉施設、③病院又は診療所、④体育館などの運動施設、⑤図書館などの社会教育施設、⑥駅その他待合所及び高速道路の休憩所を含めている。
注2 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登記 木材関連事業者	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる登録された木材関連事業者
注3 木づかい運動	平成17年度から、広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として実施